

2.4.受診者・利用者の利便性に配慮がなされている									
2.4.1.受診者・利用者が受診・利用しやすいような運営に配慮されている									
2.4.1.1.受診者・利用者にとって健診・保健指導が受けやすくなるよう利便性に配慮している【優先確認事項】									
□【健】運営① 特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。									
□【保】運営① 特定保健指導の利用が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。									
2.5.設備・環境が適切に整備されている									
2.5.1.適切な環境が整えられている									
2.5.1.1.健診・保健指導実施に必要な設備が整備されている【優先確認事項】(*巡回型の場合、検診車両を確認)									
□【健】施設① 特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。									
□【保】施設① 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。									
2.5.1.2.施設の温度、湿度、空調、静けさの管理が適切になされている									
2.5.2.施設内の清潔に配慮されている									
2.5.2.1.施設内清掃が行き届いている【優先確認事項】									
□【健】運営⑧ 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。									
□【保】運営⑨ 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。									
2.5.3.禁煙の配慮がなされている									
2.5.3.1.禁煙が徹底している【優先確認事項】									
□【健】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。									
□【保】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。									
2.5.3.2.禁煙に関する表示が適切である【優先確認事項】									
□【健】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。									
□【保】施設④ 健康増進法(平成14年法律第103号)第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関においては、患者の特性に配慮すること)。									

3. 健診・保健指導の質の確保

3.1. 責任体制が明確にされている

3.1.1.検査や保健指導の担当者が明確にされている	5	4	3	2	1	NA
3.1.1.1.担当者が定められ、受診者・利用者にわかるようになっている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑦ 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを提示すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑧ 特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。						
3.1.2.医師による診察と検査結果の判定がなされている	5	4	3	2	1	NA
<input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査を実施していない場合はNAとする。 3.1.2.1.医師による診察と結果報告がなされている 3.1.2.2.医師による検査結果の判定が行われている			a	b	c	NA
3.1.2.2.医師による検査結果の判定が行われている			a	b	c	NA

3.2. 適切な健康評価・健康指導がなされている

3.2.1.健診成績の標準化がなされている	5	4	3	2	1	NA
<input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査を実施していない場合はNAとする。 3.2.1.1.健診結果の判断基準が適切である 3.2.1.2.健診結果を提示するためのフォーマットが作成されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】情報② 特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。			a	b	c	NA
3.2.2.特定保健指導が適切にされている	5	4	3	2	1	NA
<input checked="" type="checkbox"/> 特定保健指導を実施していない場合はNAとする。 3.2.2.1.保健指導内容が適切に組み入れ実施されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【保】内容① 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。 <input type="checkbox"/> 【保】内容② 具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む。)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。 <input type="checkbox"/> 【保】内容③ 最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。 <input type="checkbox"/> 【保】内容④ 個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所以で行われること。 <input type="checkbox"/> 【保】内容⑤ 委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。 <input type="checkbox"/> 【保】内容⑥ 特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切な対応を図ること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営③ 特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売(商品等を特定保健指導の対象者の誤解を招く方法で勧めること等)を行わないこと。						

3.2.3.健診・保健指導結果が経時的に管理され有効利用されている	5	4	3	2	1	NA
3.2.3.1.過去の健診・保健指導結果が適切に保管されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □【健】情報③ 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。 □【健】情報⑥ 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、人的な安全対策等)を徹底すること。 □【保】情報② 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォロー-upの状況等を保存する場合には、これを適切に保存し、管理すること。 □【保】情報⑤ 保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理(組織的、物理的、人的な安全対策等)を徹底すること。 						
3.3.検査精度の管理がなされている*2	5	4	3	2	1	NA
3.3.1.精度管理の担当者が明確にされている						
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。						
3.3.1.1.健診の精度管理を統括する責任者が明確にされている			a	b	c	NA
3.3.1.2.検査ごとの精度管理担当者が明確にされている			a	b	c	NA
3.3.1.3.検査精度に関して検討する場が設けられている			a	b	c	NA
3.3.2.内部精度管理を行っている	5	4	3	2	1	NA
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。						
3.3.2.1.精度管理に関する規定が設けられている			a	b	c	NA
3.3.2.2.内部精度管理が定期的に行われている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □【健】精度① 特定健康診査の項目について内部精度管理(特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理(特定健康診査の精度を適正に保つことをいう)をいう)が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。 □【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。 						
3.3.2.3.検査精度に関して問題がある際の対処方法が明確になっている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □【健】精度③ 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制を整備すること。 □【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。 						
3.3.3.外部の精度管理サーベイに参加している	5	4	3	2	1	NA
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。						
3.3.3.1.外部の精度管理サーベイに参加している【優先確認事項】			a	b	c	NA
<ul style="list-style-type: none"> □【健】精度② 外部精度管理(特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう)を定期的な受け、検査値の精度が保証されていること。 □【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。 						
3.3.3.2.外部の精度管理サーベイの結果を活用するしくみがある【優先確認事項】			a	b	c	NA
●検査を委託している場合にはNAとする。						
3.3.3.3.検査委託先の外部の精度管理サーベイの結果を活用するしくみがある【優先確認事項】			a	b	c	NA
●検査を委託していない場合はNAとする。						
<ul style="list-style-type: none"> □【健】精度③ 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制を整備すること。 □【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。 						

3.4.検査機器の管理が適切になされている

3.4.1.検査機器の点検が行われている	5	4	3	2	1	NA
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。						
3.4.1.1.検査機器ごとに管理担当者が明確になっている		a	b	c	NA	NA
3.4.1.2.検査機器の日常的な点検が行われている		a	b	c	NA	NA

3.5.感染管理の体制が整備されている

3.5.1.職員が感染防止対策に取り組んでいる	5	4	3	2	1	NA
3.5.1.1.職員の感染防止マニュアルが整備されている【優先確認事項】		a	b	c	NA	NA
□【健】運営⑧ 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。						
□【保】運営⑨ 特定健康指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。						
3.5.2.医療廃棄物の処理が適切になされている	5	4	3	2	1	NA
●特定健康診査を実施していない場合はNAとする。						
3.5.2.1.廃棄物の分別・保管が適切である		a	b	c	NA	NA
3.5.2.2.廃棄物が適切に処理されたことが確認されている		a	b	c	NA	NA

3.6.健診・保健指導の有用性を検討している

3.6.1.健診・保健指導の有用性のエビデンスを収集し、分析している	5	4	3	2	1	NA
●特定保健指導の質の評価に向けた第一段階の取り組みとして、作成した特定保健指導支援計画の段階的な達成度合いや、利用者本人の意識の変化度合いについて、保健指導責任者(担当者)間で比較検証することや、支援計画プログラム間で比較検証すること等を継続的に実施するなど、機関として保健指導業務の質を総合的に向上させることに積極的である組織構造であることと、且つその業務プロセスを確認する。						
3.6.1.1.健診・保健指導の有用性について分析を行い、機関内で検討している【優先確認事項】		a	b	c	NA	NA
□【健】情報⑦ 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報情報を匿名化すること。						
□【保】情報⑦ 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報情報を匿名化すること。						

*2 特定健康診査で巡回型の場合の検体の精度管理の在り方は、厚生労働科学研究事業の「健康診査の精度管理に関する研究班」が示す手順を遵守すること(「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」の添付資料<健康診査における精度管理の在り方>で明示)。

4. 運営の合理性

4.1. 情報管理が適切に行われている

	5	4	3	2	1	NA
4.1.1. データを保管する場所が定められ安全が確保されている						
4.1.1.1. データを保管する場所および利用できる人が定められている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】情報③ 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑥ 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報② 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォロー-up の状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑤ 保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑥ インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講ずることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。 ・ 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。 ・ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この項目において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。 ・ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入力できるサービスを受けるとしては、必ず本人の同意を得ること。 ・ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けるとしては、外部から物理的にアクセスできないようにすること。						
4.1.1.2. 情報機器のデータへのアクセス制限が考慮されている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】情報③ 特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑥ 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報② 保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォロー-up の状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑤ 保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑥ インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底し、次に掲げる措置等を講ずることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。 ・ 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。 ・ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること（例えば、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を含む。この項目において同じ。）のデータを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、特定健康診査の結果のデータを含むページにアクセスする場合には本人にしか知り得ない質問形式のパスワードとすること等）。 ・ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入力できるサービスを受けるとしては、必ず本人の同意を得ること。 ・ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けるとしては、外部から物理的にアクセスできないようにすること。						

	5	4	3	2	1
4.1.2.個人情報保護に配慮した管理体制が整備されている					NA
4.1.2.1.個人情報情報の取り扱いに関する規約が定められている【優先確認事項】			a	b	NA
<input type="checkbox"/> 【健】情報④ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑦ 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合は、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報情報を匿名化すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報③ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報保護の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑦ 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合は、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報情報を匿名化すること。					
4.1.2.2.個人情報情報の取り扱いに関する教育が行われている【優先確認事項】			a	b	NA
<input type="checkbox"/> 【健】情報④ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑦ 特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合は、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報情報を匿名化すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報③ 高齢者の医療の確保に関する法律第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報保護の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報⑦ 特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合は、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報情報を匿名化すること。					
4.1.2.3.検査室で他の受診者の個人情報情報がわからないように配慮されている【優先確認事項】			a	b	NA
<input type="checkbox"/> 【健】施設② 検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分保護される施設及び設備等が確保されていること。 <input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報保護の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。					
4.1.2.4.個人情報に関する書類等の廃棄物が適切に処理されている【優先確認事項】			a	b	NA
<input type="checkbox"/> 【健】情報⑤ 個人情報保護の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。 <input type="checkbox"/> 【保】情報④ 個人情報保護の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。					

4.2.安全管理体制が確立している

4.2.1.機関の安全管理体制が確立している	5	4	3	2	1	NA
4.2.1.1.衛生委員会および安全衛生委員会が組織されている			a	b	c	NA
4.2.1.2.防火管理が行われている			a	b	c	NA
4.2.1.3.職員の健康管理が行われている【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】運営⑧ 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定健康診査を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。						
□【保】運営⑨ 特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。						
4.2.2.セーフティマネジメントの体制が整えられている	5	4	3	2	1	NA
4.2.2.1.セーフティマネジメントのマニュアルが整備されている			a	b	c	NA
●一例として、事故発生防止マニュアルなどがあげられる。						
4.2.3.機関で発生した事故やインシデントへの対応がなされている	5	4	3	2	1	NA
4.2.3.1.事故やインシデントを報告するしくみがある			a	b	c	NA
4.2.3.2.事故発生時の対応手順が定められている			a	b	c	NA
4.2.3.3.受診者・利用者の状態が急変した場合に対応するしくみがある【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】施設③ 救急時における応急処置のための体制が整っていること。						
□【保】施設③ 運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。						

4.3.受診者・利用者に関する統計資料が作成されている

4.3.1.受診者・利用者に関する統計資料が作成され、運営に活用されている	5	4	3	2	1	NA
4.3.1.1.受診者・利用者に関する統計資料を作成する担当者がある			a	b	c	NA
4.3.1.2.統計資料が運営に活用されている			a	b	c	NA

4.4.委託による業務の管理が適切になされている

4.4.1.委託業者の選定が適切に行われている	5	4	3	2	1	NA
4.4.1.1.委託業者の選定が公正に行われている【優先確認事項】			a	b	c	NA
□【健】運営⑤ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。						
□【保】運営⑥ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。						
□【保】運営⑦ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。						
・委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。						
・保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。						
・再委託先及び再委託する業務の内容を運営についての重要事項に明記するとともに、当該規程の概要にも明記すること。						
・再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。						

	5	4	3	2	1	NA
4.4.2.委託業務の管理がなされている						
4.4.2.1.委託業務の質と効率の評価が行われている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input type="checkbox"/> 【健】運営⑤ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑥ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 <input type="checkbox"/> 【保】運営⑬ 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。 ・ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 ・ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。 ・ 再委託先及び再委託する業務の内容を運営についての重要事項に関する規程に明記するとともに、当該規程の概要にも明記すること。 ・ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。 						
4.4.2.2.検体検査の外部委託管理が適切に行われている【優先確認事項】			a	b	c	NA
<input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査を実施していない場合はNAとする。 <input type="checkbox"/> 【健】精度④ 検査の全部又は一部を外部に委託する場合には、委託を受けた事業場において【健】精度①～③の措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。						

分担研究報告書

「内臓脂肪面積減少による生活習慣病の予防効果に関する研究」

分担研究者 山門 實 三井記念病院総合健診センター所長

研究要旨

健診機関において特定健康診査の結果、特定保健指導を受ける者に対して、保健指導の実施の前に腹部 CT 検査による内臓脂肪面積を測定した上で、特定保健指導を実施するとともに、特定保健指導を実施後の特定保健指導の効果を評価する際に CT 検査を再度実施し、内臓脂肪面積の減少と血圧、血糖、脂質等の検査結果の改善効果との関係を明らかにするために調査研究を行った結果、CT による内臓脂肪面積の変化は、血圧、血糖、脂質をはじめとする生活習慣病関連因子の変化と関連性を示した。この研究成績は、CT による内臓脂肪面積測定は、特定保健指導における動機付け支援・積極的支援における有用なツールとなる可能性を示唆した。

A. 研究目的

特定保健指導において、CT による内臓脂肪面積測定が生活習慣病予防効果に及ぼす効果について検証した。

B. 研究方法

人間ドック健診経年受診者のうち、研究協力 3 施設、すなわち三井記念病院総合健診センター（研究協力者：石坂裕子）、NTT 西日本高松診療所予防医学センター（研究協力者：福井敏樹）、亀田総合病院附属幕張クリニック（研究協力者：岡田 実）の 3 施設において、CT による内臓脂肪面積を経年的に測定した受診者 771 名を対象に、経年的な内臓脂肪面積の変化量と、生活習慣病関連指標の変化量との関係を統計学的に解析した。

なお、本研究は、各施設の倫理委員会の承諾のもと、受診者の文書による承諾を得た者を対象とした。

C. 研究結果

内臓脂肪面積の変化量は、体重、BMI、腹囲、体脂肪率、皮下脂肪面積、内臓脂肪面積/皮下脂肪面積比、総脂肪面積の変化量と有意の正の相関を示すとともに、血圧、血清脂質、血糖の変化量とも有意な相関を示した。また、動脈硬化関連危険因子数も内臓脂肪面積の変化による増減した。

D. 考察

特定健康診査、特定保健指導においては、腹囲を内臓脂肪面積の代替指標としているが、その測定精度は必ずしも高いものではない。一方、CT による内臓脂肪面積の測定は内臓脂肪そのものの測定であり、また、その測定精度も高い。しかしながら、装置の普及度、X 線被曝の観点から、多くの受診者に適応するのは困難な状況にある。しかしながら本研究の結果、CT による内臓脂肪面積の測定

は、特定保健指導における動機付け支援、積極的支援における有用なツールとなる可能性を示唆した。

E. 結論

CT による内臓脂肪面積の測定は、内臓脂肪量が生活習慣病関連危険因子と有意の相関を示したこと、ことに動脈硬化危険因子数との間で有意の相関を示したことは、CT による内臓脂肪面積の測定は、特定保健指導における有用なツールであることを示唆した。

F. 学会発表

- 1) 石坂裕子、谷 瑞希、戸田晶子、石坂信和、山門 實：腹囲の変化の予測因子—人間ドックを2年連続受診した症例からの検討. 人間ドック 23 : 424、2008
- 2) 石坂裕子、田中孝幸、遠田栄一、谷 瑞希、戸田晶子、山門 實：メタボリックシンドローム診断基準におけるウエスト周囲径の検討. 人間ドック 23 : 425、2008
- 3) 丸山美江、福井敏樹、吉鷹須美江、山内一裕、安田 忠、阿部陽一、深見孝治：人間ドックにおける空腹時インスリン値測定の意義～第4報～皮下脂肪もインスリン抵抗性に関与する. 人間ドック 23 : 326、2008
- 4) 岡田 実、藤原正則、田中セツ子、三澤 潤、和田亮一、光島 徹、前田 隆：保健指導階層化区分別動脈硬化系疾患リスクの分析. 人間ドック 23 : 354、2008

内臓脂肪面積と生活習慣病関連因子との関連性

三井記念病院総合健診センター
石坂 裕子

方 法

平成19年より平成20年度まで当施設でCTスキャンによる内臓脂肪面積を経年的に連結して測定した33名を対象とした。

内臓脂肪面積はFATスキャン[®]により測定した。

内臓脂肪面積の変化量と生活習慣病関連因子変化量との関連性を検討した。

図1.内臓脂肪面積(VFA)の経年変化(07-08):N=33

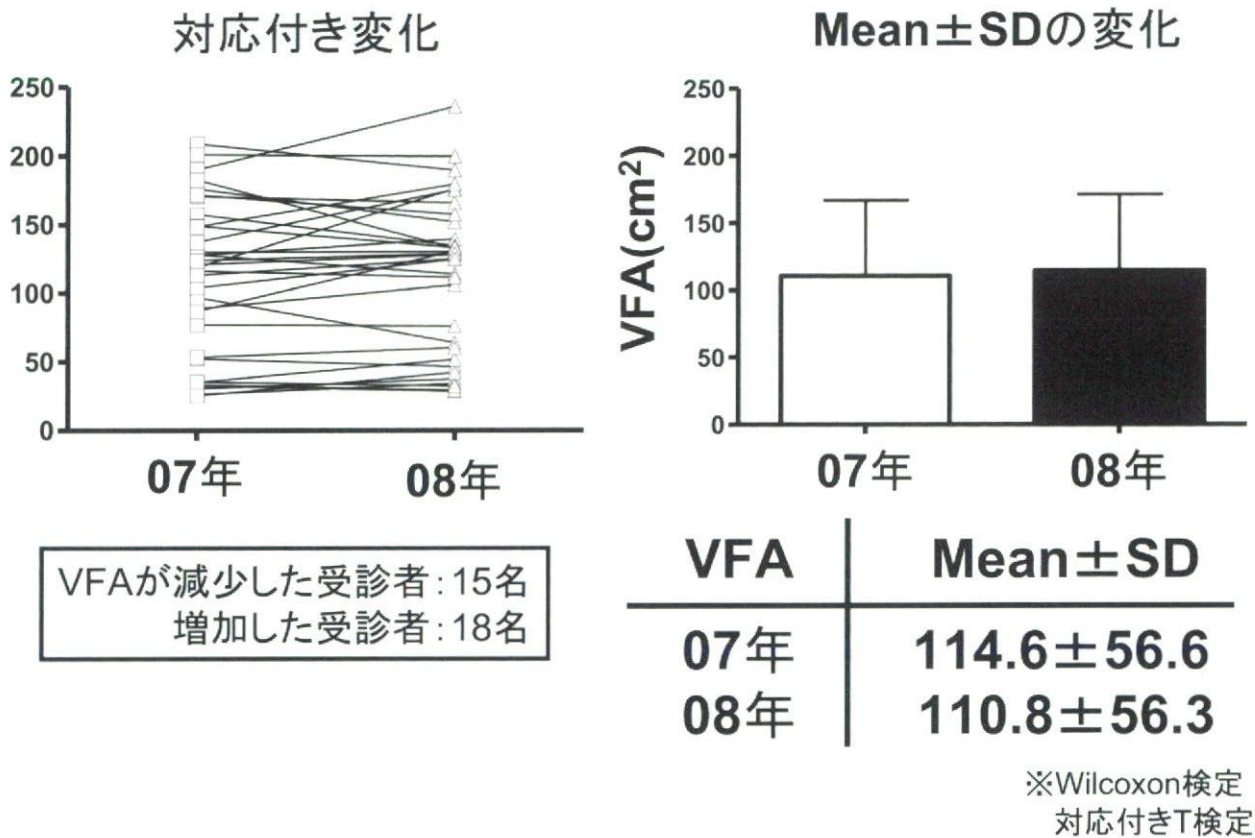


表1.VFA変化量と臨床検査指標の変化量の相関

指標	VFAとの相関係数	p値	指標	VFAとの相関係数	p値
TFA	0.76	} p<0.01	AEI	-0.18	} p>0.05
DBP	0.43		γ GTP	0.17	
SBP	0.38	} p<0.05	FATRATIO	0.17	
BS	0.34		ABI	0.23	
INS60	-0.36	} p>0.05	HOMAR	0.14	
AFA	0.29		LDLC	-0.13	
WEIGHT	0.28		HEIGHT	-0.12	
BMI	0.27		INS120	-0.12	
OGTT120	0.28		OGTT60	0.11	
CRE	-0.26		GPT	0.08	
HBA1C	0.26		ALB	-0.07	
ALP	0.25		CRP	-0.06	
TOKAALB	0.32		GOT	-0.02	
ZTT	0.20		INSB	-0.01	
TG	-0.20		TP	0.01	
S-AMY	-0.20		TBIL	-0.01	
OGTT	0.21		LH	-0.01	
WAIST	0.19		LDL/HDL	0.01	
HDLC	-0.19	CPK	0.00		
TCHO	-0.19				

図2.VFA変化量(X軸)と臨床検査指標の変化量(Y軸)の相関

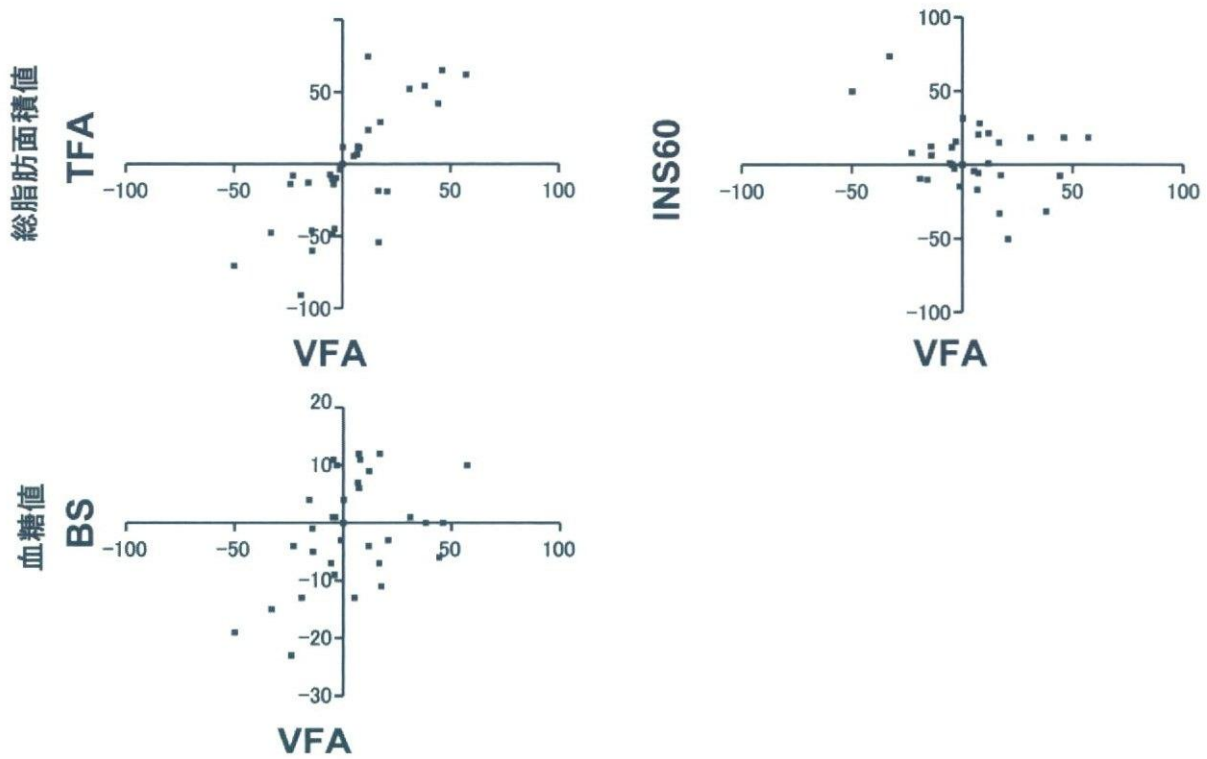


図3.VFA変化量(X軸)と臨床検査指標の変化量(Y軸)の相関

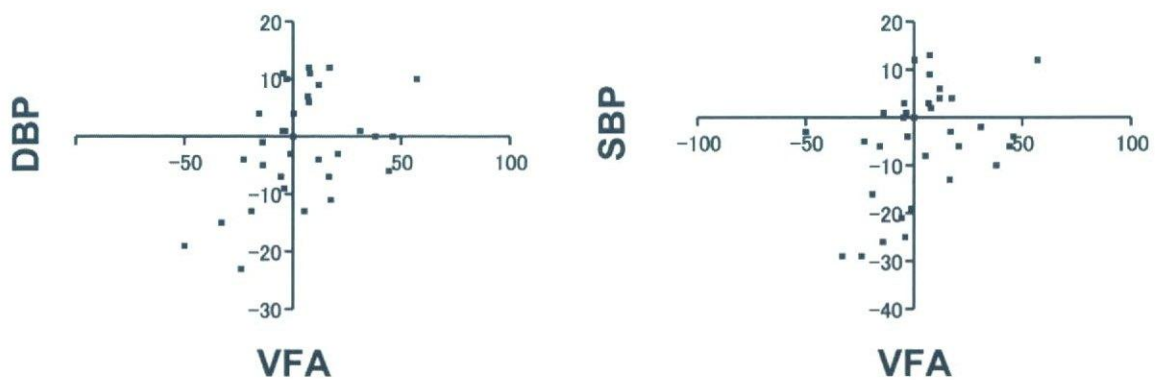
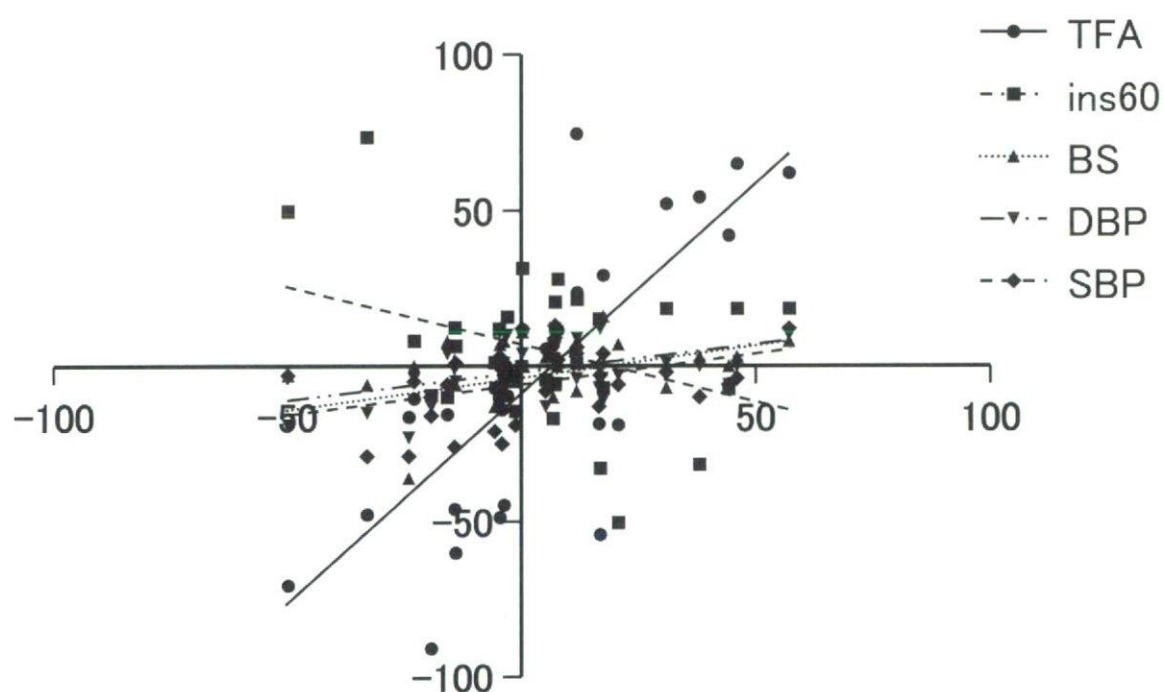


図4.VFA変化量(X軸)と臨床検査指標の変化量(Y軸)の相関



総括

内臓脂肪面積の変化は生活習慣病関連因子の変化量, ことに収縮期血圧, 拡張期血圧, 空腹時血糖, 75g経口糖負荷60分のインスリン値の変化量と有意の相関を示した。

この成績は, CTによる内臓脂肪面積の測定は, 特定保健指導における動機付け・積極的支援における有用なツールとなる可能性を示唆する

内臓脂肪変化量に対する 各種生活習慣病関連因子変化量の検討

Ⓞ NTT西日本高松診療所・予防医療センター

福井 敏樹

Ⓞ NTT西日本高松診療所・予防医療センター

対象および方法

平成14年より平成20年まで当施設にてCTスキャンによる内臓脂肪面積を測定した延べ2570人中で、2回以上測定した372名(男性314名 女性58名)を対象とした。3回以上の測定者については、今回の検討の中心となる、内臓脂肪面積に最も差がある2回についてその内臓脂肪面積の変化量と種々の生活習慣病関連因子の変化量との関係について検討した。

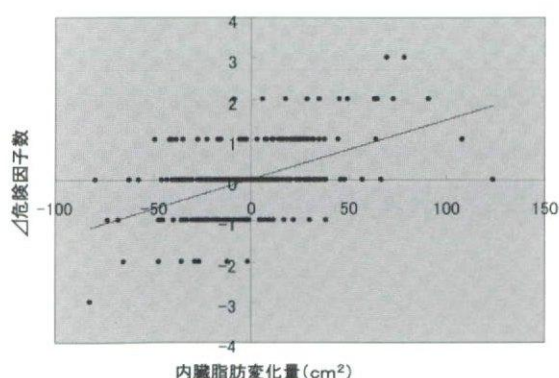
Ⓞ NTT西日本高松診療所・予防医療センター

内臓脂肪変化量と各種生活習慣病および肥満関連因子変化量との相関

各種パラメータの変化量	n	単相関係数	p value
収縮期血圧	372	0.280	p<0.0001
心拍数	364	0.175	p<0.001
baPWV	364	0.087	p<0.01
総コレステロール	357	0.292	p<0.0001
HDLコレステロール	356	-0.179	p<0.001
LDLコレステロール	356	0.178	p<0.001
トリグリセライド	357	0.222	p<0.0001
空腹時血糖値	360	0.094	p=0.073
HbA1c	356	0.068	p=0.203
糖負荷後120分血糖値	321	0.180	p<0.005
空腹時インスリン値	170	0.156	p<0.05
ALT(GPT)	142	0.258	p<0.005
体重	372	0.748	p<0.0001
BMI	372	0.744	p<0.0001
腹囲	227	0.547	p<0.0001
体脂肪率	372	0.499	p<0.0001
皮下脂肪面積	372	0.618	p<0.0001
内臓脂肪面積 / 皮下脂肪面積 比	372	0.756	p<0.0001
総脂肪面積	372	0.879	p<0.0001

NTT西日本高松診療所・予防医療センター

危険因子数変化量

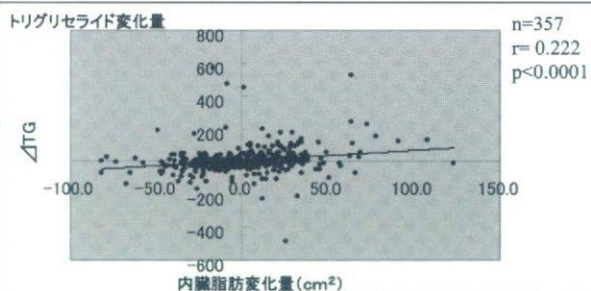
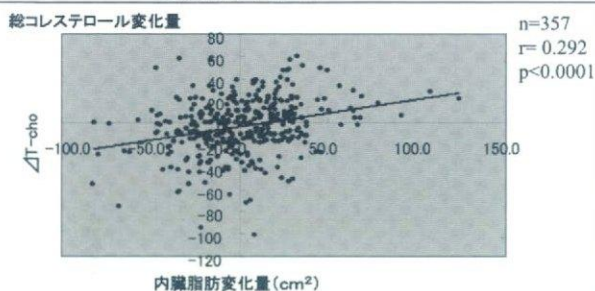
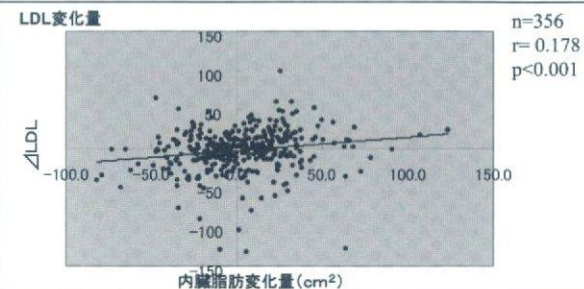
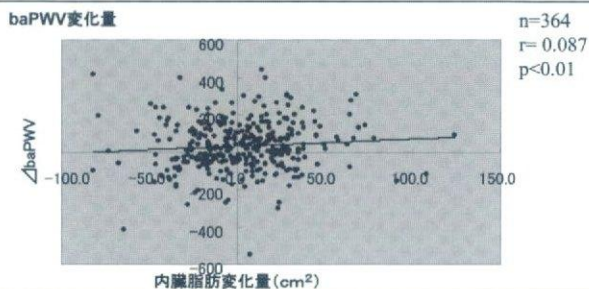
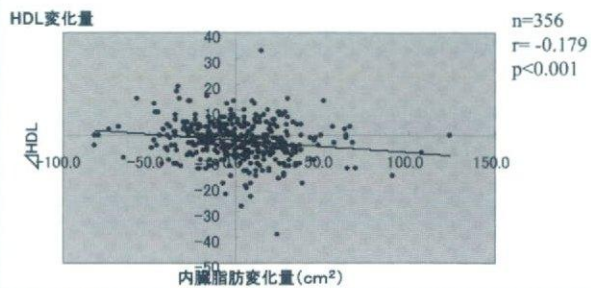
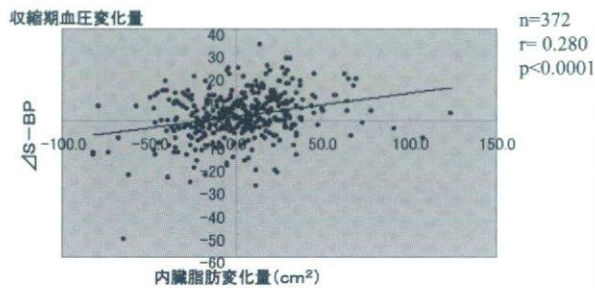


	n	リスク減	リスク増	リスク不変
内臓脂肪減少者	163	54	16	93
内臓脂肪増加者	140	9	45	86

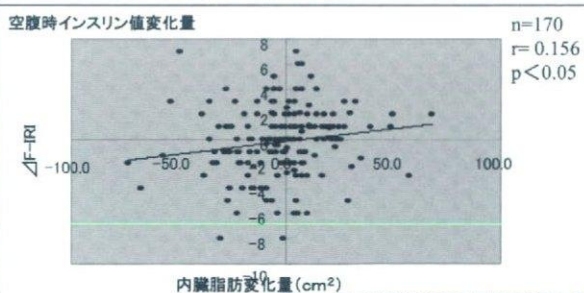
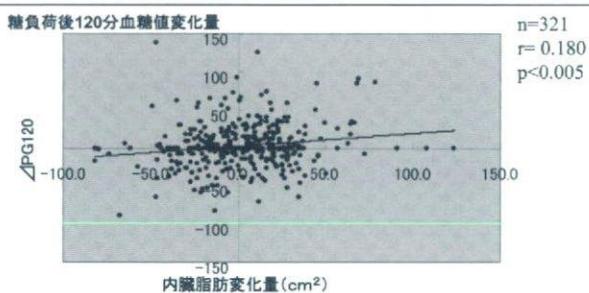
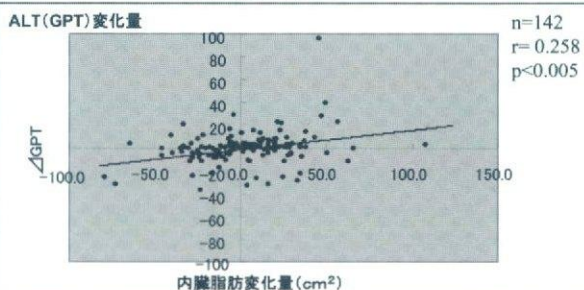
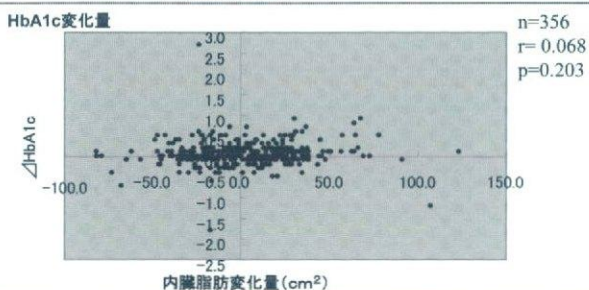
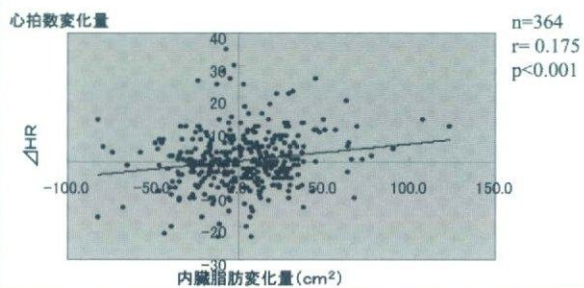
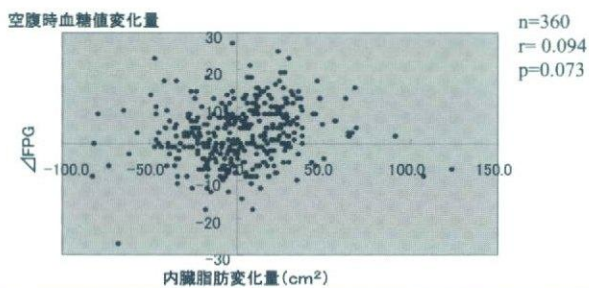
	n	リスク減	リスク増	リスク不変
内臓脂肪10cm ² 以上減少者	112	43	9	60
内臓脂肪10cm ² 以上増加者	102	5	41	56

危険因子 血圧 : 収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上
 脂質異常 : HDL40mg/dl未満またはLDL 140mg/dl以上またはTG150mg/dl以上
 糖代謝異常 : FPG110mg/dl以上またはHbA1c5.6%以上
 肥満 : BMI25以上または内臓脂肪面積100cm²以上

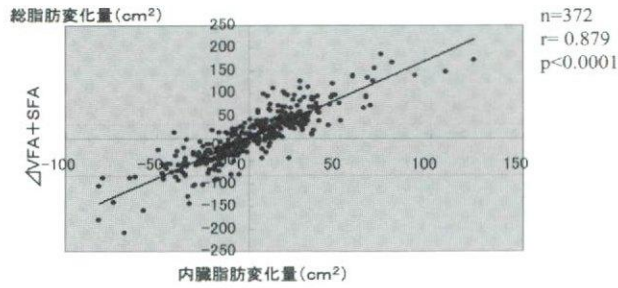
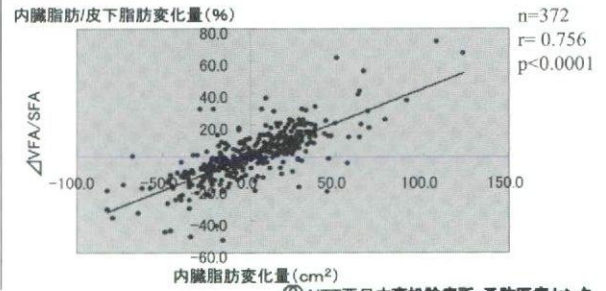
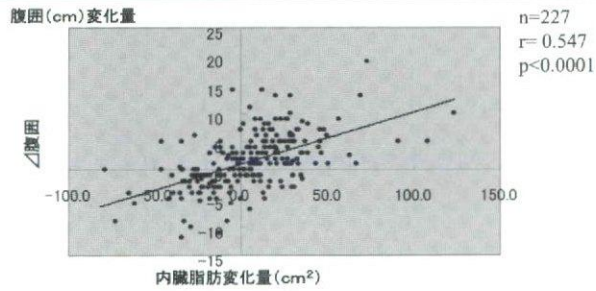
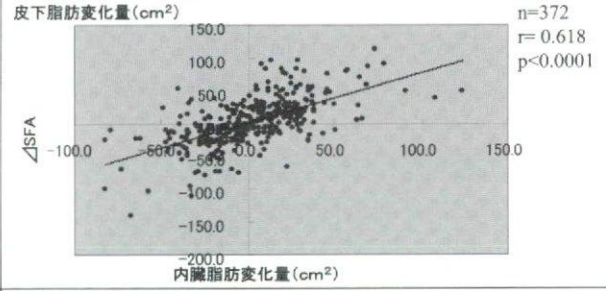
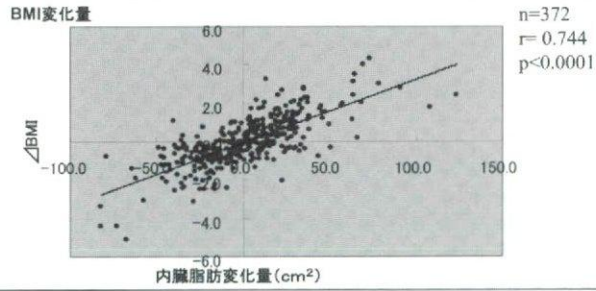
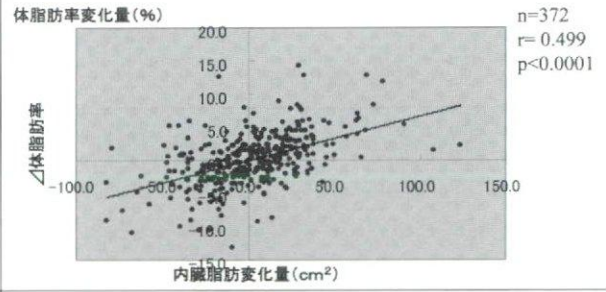
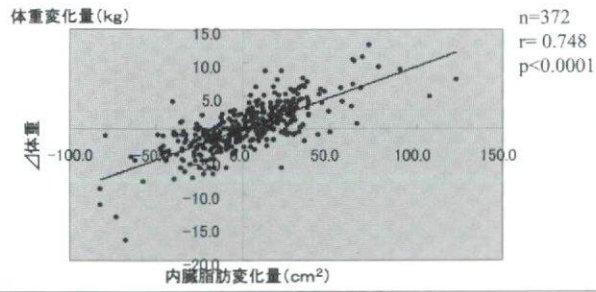
NTT西日本高松診療所・予防医療センター



© NTT西日本高松診療所・予防医療センター



© NTT西日本高松診療所・予防医療センター



© NTT西日本高松診療所・予防医療センター

© NTT西日本高松診療所・予防医療センター

結果および考察

- 1) 内臓脂肪の変化は種々の生活習慣病関連因子の変化と関連があることが確認された。
- 2) 動脈硬化危険因子数も内臓脂肪の変化により増減することが確認された。
- 3) 血圧や脂質の変化は有意に認められたが、糖尿病関連因子については、有意な変化が認められず、今後さらに検討する必要があると考えられた。
- 4) 内臓脂肪増減と各種肥満関連因子の増減との相関はいずれもかなり強く、CTスキャンを用いて内臓脂肪面積を測定する費用対効果などについては今後の検討課題と考えられた。
- 5) 内臓脂肪変化量と身体計測値の変化量の相関では、腹囲よりも体重やBMIの変化量との相関の方が強く、腹囲測定の煩雑さや測定誤差を考え合わせると、最適指標としての意義については、今後の検討を要するものと思われた。

CTによる内臓脂肪面積測定的生活習慣病改善効果に関する検討

亀田総合病院附属幕張クリニック
岡田 実